



処分についての審査請求書

2023(R5)年 12月 22日

蘭越町長殿

審査請求人（以下「請求人」）

氏名 野村 一也 印

電話番号

行政不服審査法第2条の規定により審査を請求する。

第1 請求人が開示を求めた公文書

2023(R5)年 7月 24日、請求人は、次に示す公文書の開示を求めた。

蘭越町内で実施されている地熱資源開発調査事業賛助成金交付事業に関する以下の文書。

(1) 当該事業に対する合意を、三井石油開発に対し、町が示した契約書・合意書等の文書。

(2) (1)の文書が作成されるに至るまでの対応記録。ただし、対応記録・受発信記録等すべての形式の記録を対象とすること。

第2 審査請求に係る処分の内容

1 2023(R5)年 10月 13日、蘭越町は、請求人に不存在を通知した。

(1) (1)については、不存在

(2) (2)については、いくつかの文書が開示されたが、対応記録・受発信記録は、ひとつも開示されなかった。

ア 請求人は、同席していた企画防災対策室今野満に対し、三井石油開発との対応記録が存在の有無を質問した。

イ 企画防災対策室今野満は、対応記録が存在することを認めた。

ウ 請求人は、開示請求書に「対応記録・受発信記録等すべての形式の記録」を記してあるので、対応記録を開示するよう求めた。

エ 今野満は、請求人の求めに同意し、対応記録の開示することを約束した。

2 2023(R5)年 12月 11日までの間に、請求人は、蘭越町総務課坂野孝洋に確認した。坂野は、準備中であるというばかりで2カ月が経過し

た。

- 3 請求人は、蘭越町が故意に開示を放置していると看做し、本審査請求をおこなった。

第3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2023(R5)年 10月 13日

第4 審査請求の趣旨

- 1 第2に記載の不存在を取り消し、三井石油とのすべて対応記録の開示を行う、との裁決を求める。

第5 添付書類等

- 1) 2023(R5)年 7月 24日付け行政文書開示請求書
- 2) 2023(R5)年 8月 7日付け公文書一部開示決定通知書
- 3) 2023(R5)年 8月 7日付け公文書不存在通知書

以上

令和7年9月1日

審査庁（総務課長）様

蘭越町長 金 秀 行

弁 明 書

審査請求人野村一也氏（以下「請求人」という。）が令和6年12月11日に提起した処分についての審査請求書についての審査請求に関し、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求めます。

2 本件処分に至るまでの経緯

(1) 2023（R5）年7月24日、請求人から、「蘭越町内で実施されている地熱資源開発調査事業助成金交付事業に関する以下の文書。(1)当該事業に対する合意を、三井石油開発に対し、町が示した契約書・合意書の文書等の文書。(2)(1)の文書が作成されるに至るまでの対応記録。ただし、対応記録・受発信記録等すべての形式の記録を対象とすること。」を内容として、行政部文書開示請求があり、これまで下記4回に渡り文書を開示。

ただし、「(1)当該事業に対する合意を、三井石油開発に対し、町が示した契約書・合意書の文書等の文書。」に関しては、令和5年8月1日付で公文書不存在通知書を送付。

①令和5年10月3日開示

- ・平成31年4月11日発議『地熱開発調査の実施に係る「同意書」の提出について』
- ・令和2年2月27日発議『地熱開発調査の実施に係る「同意書」の提出について』
- ・令和3年2月25日発議『地熱開発調査の実施に係る「同意書」の提出について』
- ・令和4年2月20日発議「地熱開発に係る2022年度分の調査について」
- ・令和5年2月1日発議「2023年度調査事業（ニセコ地域地熱発電の資源量調査事業）実施に係る同意書の提出について」

②令和6年4月25日「(2)(1)の文書が作成されるに至るまでの対応記録。ただし、対応記録・受発信記録等すべての形式の記録を対象とすること。」の令和4年度29件及び令和5年度13件を開示

③令和6年3月26日「(2)(1)の文書が作成されるに至るまでの対応記録。ただし、対応記録・受発信記録等すべての形式の記録を対象とすること。」の令和3年度11件を開示

- ④令和6年12月4日「(2)(1)の文書が作成されるに至るまでの対応記録。ただし、対応記録・受発信記録等すべての形式の記録を対象とすること。」の平成31年度19件及び令和2年度17件を開示
- (2) 2023年12月11日、請求人から「処分についての審査請求書への追記」が提出されたところであるが、提出年は2024年の誤りと思慮される。また、第2 審査請求に係る処分の内容について、『4 2023 (R5) 年12月4日、追加文書が開示された。対応記録は2020 (R2) 年11月2日来庁者対応「ニセコ地域地熱発電の資源量調査の報告について」の1対応のみであった。』と記載されているが、対応記録については下記6件についても開示している。
- ・令和2年1月22日来庁者対応「今年度の実績及び今後の見込みについて」
 - ・令和2年2月13日来庁者対応「地熱資源調査に関する説明会(2月17日)での説明内容について」
 - ・令和2年5月29日来庁者対応「令和2年度 地熱資源調査事業について」
 - ・令和2年8月12日来庁者対応「地熱資源調査事業の進捗状況について」
 - ・令和2年9月28日来庁者対応「ニセコ地域地熱発電の資源量調査の報告について」
 - ・令和3年1月6日来庁者対応「ニセコ地域地熱発電の資源量調査の今後について」
- さらに「5 2024 (R6) 年4月25日、追加文書が開示された。開示された対応記録を次に示す。」のエにおいて「2022 (R4) 年8月25日」とあるのは「2021 (R3) 年8月25日」の誤りと思慮される。
- (3) 資料2の2021 (R3) 1210付け電子メール(件名:来年度以降の弊社事業の貴町内における展開について)における12月16日の打合せは、資料3の2021 (R3) 1216付け来庁者の対応報告書(件名:新見地区における先導的資源量調査について)のことであり、既に請求人に文書の開示を行っているため、弁明書(3)のとうぜん記録が作成されていると期待できるものには、当たらない。
- (4) 請求人から開示請求のあった「蘭越町内で実施されている地熱資源開発調査事業助成金交付事業に関する以下の文書。(2)(1)の文書が作成されるに至るまでの対応記録。ただし、対応記録・受発信記録等すべての形式の記録を対象とすること。」は、すべての文書について開示を行っている。請求人へは開示の都度、来庁者対応の記録は面談の内容に応じて作成するか否かを担当者が判断していると伝えており、弁明書(1)及び(2)で求められている文書は存在しない。

3 本処分の理由

これまで請求人に開示した文書以外、文書未作成のため、弁明書(1)及び(2)の文書は不存在である。

蘭 総 号
令和7年9月12日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行

弁明書の送付及び反論書等の提出について

令和5年12月22日に提出された、地熱資源開発調査事業費助成金交付事業に関する合意を三井石油開発に対し、町が示した契約書・合意書等の文書並びにその文書が作成されるに至るまでの対応記録の不存在決定に対する審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えた同法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書を送付します。

この弁明書に対しては、同法第9条第3項の規定により読み替えた同法第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができます。反論書を提出する場合は、令和7年12月10日（水）までに提出してください。

なお、同法第9条第3項の規定により読み替えた同法第31条の規定及び蘭越町情報公開審査会設置規則第7条第2項に基づく口頭意見陳述を希望される場合は、反論書の提出期限までに審査庁である総務課（総務係）にその旨を御連絡ください。

（ 蘭越町役場
総務課 担当：福岡 ）